

社会福祉法人 富士吉田市社会福祉事業団

女性活躍推進法に基づく行動計画

当事業団は、育児や介護と仕事を両立しながら、その能力や適性を発揮できる働きやすい職場環境の整備を行い、今後も積極的に、女性の活躍の促進をはじめ、多様な人材が適材適所で活躍できる環境の構築に努めてまいります。

職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定いたします。

1. 計画期間 令和8年4月1日～令和13年3月31日までの5年間

2. 内容

目標1：女性の役付職員を5%向上させる。

<対策> 令和8年4月～ 計画期間中継続して実施

- ① 女性が職場で活躍できる職場環境の整備を行う。
- ② 管理職を対象に、働きやすい職場づくりについて、特に女性の多い職場環境であることを踏まえた意見交換を実施する。
- ③ 面談内容の取りまとめおよび分析を行い、課題の把握と改善に活用する。

目標2：対象職員に対する産前産後休業、育児休業等の制度説明・面談実施率を100%とする。

<対策> 令和8年4月～ 計画期間中継続して実施

- ① 産前産後休業等の取得状況を把握するとともに、対象者へのヒアリングを実施する。
- ② 各種制度等の利用状況を踏まえ、女性職員だけでなく男性職員も育児休業や子育て目的の休暇等を取得しやすいよう、引き続き環境整備を行う。
- ③ 制度のさらなる周知および利用促進を図る。